

調達要領指定書	調達要求番号	6PRZ1CK0001
	契約番号	
	調達要求年月日	令和8年3月13日
	作成部課	衛生部 補給整備課 補給管理班
	作成年月日	令和8年3月13日
物品番号	MSY5100000012	
品名	日本薬局方, クエン酸	
規格	500g	
仕様書番号	EM-T130533E	

5.2 包装の表示

指定事項： 今回の要求に限り、包装の表示は、個装表示を省略する。

調達要求番号：6PRZ1CK0001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	MSY5100000012	仕 様 書 番 号
日本薬局方，クエン酸	EM-T130533E	
	作 成	平成25年 6月10日
	変 更	令和 6年 2月22日
	作成部隊等名	関東補給処用賀支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品の日本薬局方，クエン酸水和物について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）（以下，“医薬品医療機器等法”という。）

日本薬局方（明治19年内務省令第10号）

2 一般的事項

“医薬品医療機器等法”によって、医薬品として製造（輸入）承認された製品であるものとするほか、この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様書及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.2 性能等

性能等は、調達品目表による。

4 品質保証

品質保証は、次による。

- a) 納入品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、納期において、製造後12か月以内とする。ただし、製造後12か月以内の製品が納品できない場合は、流通している最新の製造年月である証明を、納入時に添付するものとする。
- b) 納入品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、同一ロット製品とするが、同一ロットでの納品が不可能な場合は、使用期限を同一のものとする。
- c) 監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

6 その他の指示

6.1 提出書類

提出書類は、**図1**によるものとし、契約の相手方は、納品書に**図1**を添付して提出するものとする。ただし、使用期限、ロット番号等がない製品については、**図1**の該当欄に斜線を付すものとする。

6.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

納 入 品 証 明 書

住 所
会 社 名
代表者名

契 約 番 号
調 達 要 求 番 号

	物品番号	品名・規格	数量	製造会社名	製造年月	使用期限	ロット番号
1							
2							
3							
4							

・
・
・

納入品は、上記内容に相違ありません

(和暦) 年 月 日

図1－納入品証明書

調 達 品 目 表

調 達 要 求 番 号	6 P R Z 1 C K 0 0 0 1	作 成 部 隊 等 名	関東補給処用賀支処
調 達 要 求 年 月 日	令和 8年 3月13日	作 成 年 月 日	令和 6年 2月22日
仕 様 書 番 号	E M - T 1 3 0 5 3 3 E		

1 調達品目

品名	カタログ製品名 ^{a)}
日本薬局方, クエン酸水和物	健栄製薬(株) クエン酸「ケンエー」 500 g
	小堺製薬(株) クエン酸「コザカイ・M」 500 g
	日興製薬(株) クエン酸水和物原末「ニッコー」 500 g
	又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

2 性能等

同等と判断する要求基準は次による。

- a) 日本薬局方によって規定された“クエン酸水和物”とする。
- b) 組成は、1 g 中に日本薬局方クエン酸水和物1 gを含有するものとする。
- c) 質量は、500 g 以上とする。